

社会保険 Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.32

?



相談者

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は、傷病手当金受給終了後の障害厚生年金についてです。

Q

私は、53歳、現在の会社に就職して25年になります。1年前に脳梗塞を発症し、休職中です。現在、傷病手当金を受給していますが、働き続けることが無理な状況にあり、退職を予定しています。退職後も傷病手当金の受給は可能でしょうか。また、障害厚生年金は受けられるでしょうか。その年金を受けるにはどのような要件が必要でしょうか？

A

傷病手当金については退職後も支給開始日から1年6か月の期間受給可能です。また、傷病手当金受給後については傷病の状態により障害厚生年金の等級に該当する場合には障害厚生年金を受給することなどが考えられます。

障害厚生年金を受給するためには、次の3つの要件を満たす必要があります。

- ① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること
- ② 初診日の前日において、保険料の納付要件を満たしていること
- ③ 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当していること

あなたの場合、①の障害の原因となった脳梗塞が厚生年金被保険者期間中であり②の保険料納付要件については、初診日の前々月まで現在の会社に25年勤務していることから①②の要件を満たすものと考えられます。しかし③の障害の状態については障害年金の等級に該当することが要件となり医師による診断書の提出が必要になります。



城間先生

【参考】

保険料の納付要件は、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間が国民年金の保険料納付済期間(厚生年金被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。

※特例として、初診日において65歳未満であり、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

- ◎初診日・・・障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます
- ◎障害認定日・・・障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日をいいます。また、1年6か月以内に病気やケガが治った場合(症状が固定し、治療の効果が期待できない場合)はその日が障害認定日になります。障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度(障害等級1～3級)が定められています。

障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方(または行うことを制限されている方)、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

障害の程度3級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで! 

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

3月：6日(金)・13日(金)・27日(金) 各午後1時から午後5時まで
4月：3日(金)・10日(金)・17日(金)

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

